

京都市報酬及び費用弁償条例 (抄)

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の非常勤の職員（市会議員、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(中略)

- (2) 代表監査委員 月額 355,000円以内
- (3) 監査委員（代表監査委員を除く。） 月額 335,000円以内
- (4) 教育委員会委員 月額 335,000円以内
- (5) 人事委員会委員長 月額 355,000円以内
- (6) 人事委員会委員（人事委員会委員長を除く。） 月額 335,000円以内
- (7) 市選挙管理委員会委員長 月額 300,000円以内
- (8) 市選挙管理委員会委員（市選挙管理委員会委員長を除く。） 月額 270,000円以内
- (9) 区選挙管理委員会委員長 月額 121,000円以内
- (10) 区選挙管理委員会委員（区選挙管理委員会委員長を除く。） 月額 107,000円以内
- (11) 農業委員会会长 月額 74,000円以内
- (12) 農業委員会会长の職務代理者 月額 65,000円以内
- (13) 農業委員会委員（農業委員会会长及び農業委員会会长の職務代理者を除く。） 月額 55,000円以内
- (14) 附属機関の構成員その他非常勤の職員 月額 579,000円以内 日額 22,000円以内

(以下略)